令和5年度
第3回糸島市期間入札
公売広報

【入札期間・場所】

令和6年2月26日（月）～令和6年2月28日（水）

各日10:00から16:00まで

交流プラザ志摩館　3階会議室4（糸島市志摩初30番地）

【開札日時・場所】

令和6年3月1日（金）10:00から

糸島市役所　12号会議室

＜公売手続に関する問い合わせ先＞

糸島市役所　市民部　収税課

担当：淡島

〒819-1192 糸島市前原西一丁目１番１号
TEL：092-323-1111（代表）　FAX：092-323-1149

※お問い合わせは開庁日９：00から17：00までにお願いします。

目次

糸島市公売のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

公売財産一覧表・・2

公売参加の手引き・・3
期間入札による公売の流れ
１　受付
２　動産の下見
３　入札
４　開札及び最高価申込者の決定
５　買受代金の納付
６　落札物件の受け取り

糸島市公売のご案内

公売方法	期間入札
入札期間	令和6年2月26日（月）～令和6年2月28日（水） 各日10:00から16:00まで
入札方法	入札書を入札箱へ投函
入札場所	交流プラザ志摩館　3階会議室4（糸島市志摩初30番地）
開札日時	令和6年3月1日（金）10:00から
開札場所	糸島市役所　12号会議室
売却決定日時	令和6年3月1日（金）10:00から
買受代金の納付期限	令和6年3月8日（金）14:30まで

【注意事項】

○公売の条件や公売財産の概要については、糸島市役所正面玄関横の掲示場に掲示する「公売公告」で確認してください。

○公売参加にあたっては、必ず「公売参加の手引き」（本書3～7頁）を参照してください。

○糸島市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合については担保責任等を負いません。

○出品している物件は、未使用品であってもすべて中古品扱いとなり、現況有姿で引き渡します。引き渡した物件の返品・交換はできません。入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認したうえで入札してください。

○公売財産について本書に掲載している事項が現況と異なる場合は、現況を優先します。

○本書に掲載の公売財産について、予告なく公売を中止する場合があります。

展示・入札会場：交流プラザ志摩館

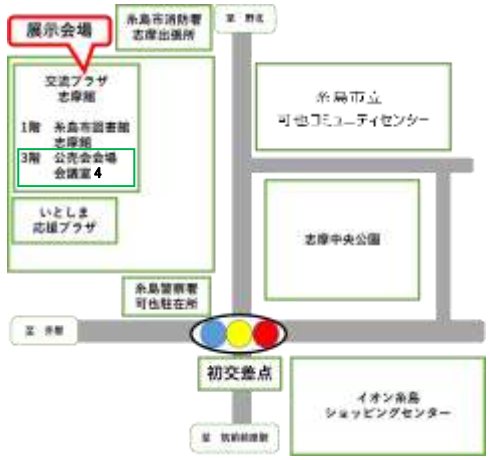

開札会場：糸島市役所　12 号会議室

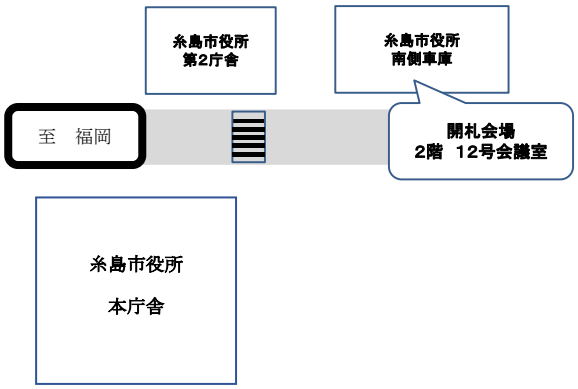

＜公売財産一覧表＞

物件番号	物件名称	見積価額
1	ネクタイピンセット	300 円
2	シングルハンガー	100 円
3	机	2,000 円

適格請求書（インボイス）交付対象の公売財産はありません。

公売参加の手引き

期間入札による公売の流れ

１　受付	
２　動産の下見	
３　入札	【令和6年2月26日(月) ～ 令和6年2月28日(水)　各日10:00～16：00】
４　開札及び最高価申込者の決定	【令和6年3月1日(金) 10:00から 】
５　買受代金の納付	【令和6年3月8日 (金) 14：30まで】
６　落札物件の受け取り	【令和6年3月15日(金) 12:00まで】

※各項目の詳細は次頁以降でご確認ください。

１　受付

原則として、どなたでも公売に参加することができますが、次の各号に該当する者は参加できません。

①滞納者本人など、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者

②換価処分の執行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）第1項各号の規定に該当する者

③国税徴収法第99条の2第1号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」と記載）

④暴力団員等と密接な関係を有する者

※代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状が必要です。なお、代理人についても、上記の公売参加資格を満たす必要があります。

※入札後に公売参加資格を満たさないことが判明した場合は、公売財産を売却することはできません。

受付時に必要なもの

<table>
<tr><th colspan="3">入　札　形　態</th><th>提示書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td colspan="2">本人</td><td>・本人確認書類（下記参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>個人</td><td>・本人からの委任状
・代理人(個人)の本人確認書類</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>・本人からの委任状
・代理人(法人)の商業登記簿謄本等(発行後2か月以内)の写し
・代理人(法人)の代表者の本人確認書類(代表者が入札手続きを行う場合)
・代理人(法人)から担当社員への委任状及び担当社員の本人確認書類の写し(担当社員が入札手続きを行う場合)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">法人</td><td colspan="2">代表権限あり
(代表者)</td><td>・商業登記簿謄本等(発行後2か月以内)の写し
・代表者の本人確認書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表権限なし
(従業員)</td><td>・商業登記簿謄本等(発行後2か月以内)の写し
・代表権限のある者からの委任状
・担当社員の本人確認書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>個人</td><td>・代表権限のある者からの委任状
・商業登記簿謄本等(発行後2か月以内)の写し
・代理人(個人)の本人確認書類</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>・代表権限のある者からの委任状
・入札者(法人)の商業登記簿謄本等(発行後2か月以内)の写し
・代理人(法人)の商業登記簿謄本等(発行後2か月以内)の写し
・代理人(法人)の代表者の本人確認書類(代表者が入札手続きを行う場合)
・代理人(法人)から担当社員への委任状及び担当社員の本人確認書類（担当社員が入札手続きを行う場合）</td></tr>
</table>

※本人確認書類・・・運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど

２　動産の下見

出品物件は入札会場である交流プラザ志摩館(会議室4)に展示していますので、現物をご確認いただき入札をご検討ください。

また、市役所収税課窓口には写真付きの物件一覧をご用意しております。

糸島市ホームページにも写真付きの物件一覧を掲載していますのでご活用ください。

３　入札

(1) 入札書の記入等

○入札書は、インク又はボールペンにより明瞭な字で丁寧に記入してください。

○入札書には、個人にあっては住民登録上の氏名、法人にあっては商業登記簿上の名称及び代表者氏名を記入してください。

○代理人が入札手続きを行う場合は、入札書に入札者本人と代理人それぞれの氏

名を記入してください。

○入札価額は、見積価額以上の金額を記入し、頭部には必ず「金」又は「￥」の文字をつけてください。

○金額の全桁が記入されていないなど入札価額の記入に不備がある入札書や入札価額を訂正した入札書は無効となります。提出前には入札書の記入内容を十分にご確認いただき、入札価額を書き損じたときは訂正しないで新しい入札書に記入してください。

○提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができません。

○同一人（同一法人）が、一つの公売財産に対して，複数の入札書を提出した場合はその者が提出した入札書はすべて無効となります。

○入札期間前又は入札期間経過後に提出された入札書は無効となります。

(2) 提出方法

入札は、入札会場である交流プラザ志摩館（会議室4）に設置している入札箱に入札書を入れてください。

４　開札及び最高価申込者の決定

○開札日時に開札を行います。その場で最高価申込者を決定し、売却決定を行いますので、立会いを希望される入札者及び代理人は、開札場所へお越しください。

○開札は入札者等の面前で行いますが、入札者や代理人が開札に立ち会わないときは、公売事務を担当していない糸島市職員の立会いの下に行います。

○開札結果は、糸島市役所収税課窓口に掲示します。

また、糸島市ホームページでも結果を発表いたします。ホームページでは個人情報の保護の観点から個人名は発表しません。物件番号・物件名・受付番号・落札額のみを掲載します。

(1) 最高価申込者の決定及び売却決定

○見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を最高価申込者として売却決定します。

○最高価申込者には開札作業終了後、10:00以降に入札参加申込書に記載された電話に落札価額を連絡します。電話がつながらなかった場合は、通知文書を送付いたします。

○買受申込者に対し売却決定を行った後等であっても、法律の規定に基づき公売手続を停止する場合があります。このような場合、最高価申込者は買受申込み等を取り消すことができます。

(2) 追加入札

○最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合には、これらの者の間で下記の日程で「期日入札」の方法により追加入札を行います。

入札日時：令和6年3月1日（金）13:00から13:15まで

入札の場所：糸島市役所　市民部　収税課（福岡県糸島市前原西一丁目1番1号）

○追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上とする必要があります。なお、追加入札による最高価額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(3) 売却決定等の取消し

下表の場合は、国税徴収法の規定に基づいて売却決定等を取り消します。

売却決定等を取り消す場合
最高価申込者又が、前記「1受付」①②に該当した場合
売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない場合
売却決定に基づく買受代金納付前にその公売に係る糸島市徴収金の完納の事実が証明された場合

○暴力団等の排除措置等による売却決定等の取消し

糸島警察署からの通知等により、入札者又は最高価申込者が暴力団員等に該当することが判明したときは、糸島市暴力団排除条例第6条（市の事務又は事業における措置）に基づき、その入札がなかったものとし、又はその決定等を取り消します。

５　買受代金の納付

買受人は、以下のとおり買受代金の全額を一括して納付してください。

納付期限	令和6年3月8日（金）14:30まで
納付方法	現金持参 市役所収税課窓口にて代金納付のための納付書を発行します。
納付場所	糸島市役所公金収納窓口　または　下記の金融機関 福岡銀行・西日本シティ銀行・糸島農業協同組合・福岡県信用組合・佐賀銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行・九州信用漁業協同組合連合会

６　落札物件の受け取り

受取期限	令和6年3月15日（金）12:00まで ※市では受取期限を超えての保管はできません。
必要なもの	代金納付後の領収書 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
受取場所	大型物件：交流プラザ志摩館　3階会議室4 大型物件以外：糸島市役所収税課窓口 ※大型物件を落札された方へは受取日時等の調整をさせていただくため、担当より別途ご連絡いたします。 ※落札物件の搬出・運搬は買受人にて行っていただきます。市では配送や運搬車両の準備等はできませんのでご注意ください。

(1) 権利移転・危険負担移転等

○公売財産の権利移転及び危険負担の移転の時期は、公売代金の納付があったときになります。

○公売財産の権利移転手続きに必要な登録についての費用は、買受人の負担になります。

(2) 権利移転の請求

○権利移転の登録は、買受人の請求により糸島市が関係機関に対し、その登録の嘱託を行います。

○買受人は、買受代金の全額を納付し、「売却決定通知書」を受領した後、糸島市に対し速やかに権利移転の登録を請求してください。なお、請求には以下の書類が必要となります。

・買受人の住所・所在地を証する書面
　個人の場合・・・住民票の写し等
　法人の場合・・・法人の商業登記簿謄本等
・登記嘱託書及び登記識別情報（登記済証）の郵送に要する郵便費用
・登録免許税（書面申請）の領収書又は同額相当額の収入印紙